

外国弁護士資格者の雇用の届出に関する規程

(平成七年五月二十六日会規第三十七号)

改正 平成一三年一〇月三一日

同 二〇年一二月 五日

同 二六年一二月 五日

令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規程は、弁護士、弁護士法人、特別会員、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)及び準会員(以下「弁護士等」という。)が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十年法律第六十六号)第二条第三号に規定する外国弁護士となる資格を有する者(弁護士、特別会員、外国法事務弁護士及び準会員を除く。以下「外国弁護士資格者」という。)を雇用する場合の届出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(届出事項)

第二条 弁護士等は、外国弁護士資格者を雇用了ときは、

速やかに、次に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

一 自己の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)又は名称

二 弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人が

雇用した場合にあっては、雇用に係る事務所

三 雇用に係る外国弁護士資格者の氏名、生年月日、国

籍、国内の住所、資格取得国の国名及び資格取得年月

日

四 雇用した年月日

(届出事項の変更)

第三条 前条の規定による届出をした弁護士等は、前条第

二号又は第三号に掲げる事項に変更が生じたときは、速

やかに、当該変更に係る事項を本会に届け出なければな

らない。

(雇用終了の届出)

第四条 第二条の規定による届出をした弁護士等は、外国

弁護士資格者の雇用関係が終了したときは、速やかに、

その旨及びその年月日を本会に届け出なければならない。

い。

2 第二条の規定による届出をした弁護士等が前項の規定

による届出をせずその身分を失ったときは、前項に規定する届出があつたものとみなす。

(通知)

第五条 本会は、前三条の規定による届出があつたときは、当該弁護士等の所属弁護士会に対し、届出に係る事項を通知しなければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成八年一月一日から施行する。
- 2 本規程の施行日において、外国弁護士資格者を雇用している弁護士等は、施行日より二ヶ月以内に、第二条の届出をしなければならない。

附 則 (平成一三年一〇月三十一日会規第四九号)

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う外国特別会員関係会規整備に関する規程 第一条、第二条改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二十五日会規第九二号)

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 第二条改正)抄

- 1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範

囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行)

附 則 (平成二六年一月五日会規第一〇一号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程 題名、第一条、第二条、第三条、第四条、第五条改正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年六月一日会規第一一五号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程 第一条、第二条改正)

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）